

四日市市告示第107号

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣事業実施要綱（平成29年四日市市告示第212号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="301 916 799 1010">四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱</p> <p data-bbox="252 1095 349 1131">(目的)</p> <p data-bbox="202 1155 818 1722">第1条 この要綱は、貴重な経験やノウハウを有する企業退職者を四日市市企業OB人材センター（以下「センター」という。）のアドバイザーとして登録し、<u>中小企業者等（以下「企業者等」という）の支援を行い、本市の産業活性化を図るとともに、次世代のものづくりの担い手となる子どもたちに、ものづくりの楽しさを伝えるために必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p data-bbox="252 1807 668 1843"><u>（アドバイザーの活動内容）</u></p> <p data-bbox="202 1868 818 1962">第2条 <u>アドバイザーは、次に掲げる活動を行う。</u></p> <p data-bbox="239 1986 799 2022"><u>(1) 企業者等からの相談事項に対応し</u></p>	<p data-bbox="948 916 1445 1010">四日市市企業OB人材センターアドバイザー<u>派遣</u>事業実施要綱</p> <p data-bbox="898 1095 995 1131">(目的)</p> <p data-bbox="849 1155 1465 1545">第1条 この要綱は、貴重な経験やノウハウを有する企業退職者を四日市市企業OB人材センターアドバイザー（以下、「<u>アドバイザー</u>」という。）として登録し、<u>中小製造事業者へ派遣することにより、本市の産業活性化を図るために必要な事項を定める。</u></p>

支援すること。

(2) センターに集約されている情報の  
伝達及びセンターの支援業務等の周  
知活動に関すること。

(3) 企業者等向け研修並びに児童、生  
徒及び学生向け学習機会の企画及び  
実施に関すること。

(4) その他産業活性化に関し必要な事  
項に関すること。

(支援の対象)

第3条 前条第1号に掲げるアドバイザー  
が行う支援の対象は、主たる事業所を  
市内に有する中小企業者(中小企業基本  
法(昭和38年法律第154号)第2条  
に規定する中小企業者をいう。)のうち、  
製造業を主たる事業として営むものと  
する。ただし、人材育成に関する支援に  
ついては、この限りでない。

(アドバイザーの登録要件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる条件を  
満たす者をアドバイザーとして登録す  
る。ただし、第8条に規定する再任にお  
ける登録においては、第1号及び第2号  
に掲げる条件を満たす者を登録するも  
のとする。

(1) (略)

(2) センターの趣旨を理解し健康で、  
かつ、意欲をもって職務を遂行する  
と認められること。

(3) 民間企業等において概ね30年

(派遣先の範囲)

第2条 アドバイザーの派遣を行う範囲  
は、主たる事業所を市内に有して1年以  
上事業を営む中小製造業者(中小企業基  
本法第2条に掲げる中小企業者のうち、  
製造業を主たる事業として営むものを  
いう。)とする。

(アドバイザーの登録要件)

第3条 市長は、次の各号に掲げる条件を  
満たす者をアドバイザーとして登録す  
る。

(1) (略)

(2) 当センターの主旨を理解し健康  
で、かつ、意欲をもって職務を遂行  
すると認められること。

(3) 民間企業等においておおむね3

以上の在職経験を有し、登録時に75歳未満であること。

(アドバイザーの登録申請)

第5条 アドバイザーとして登録を希望する者は、四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録申出書(第1号様式)に運転免許証等本人確認ができるものの写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、アドバイザーとして選任し、四日市市企業OB人材センターアドバイザー台帳(以下、「台帳」という。)に登録するものとする。

3 (略)

第6条 (略)

(アドバイザー登録証の再交付)

第7条 アドバイザーは、登録証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証再交付申請書(第4号様式)に関係書類を添えて市長に申請し、登録証の再交付を受けなければならない。

(アドバイザーの登録期間)

第8条 アドバイザー登録期間は、登録の

0年の在職経験を有し、75歳未満であること。

(アドバイザーの登録申請)

第4条 アドバイザーとして登録を希望する者は、四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録申出書(第1号様式) 及び運転免許証等本人確認ができるものの写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、前条各号に定める条件を満たしているか審査し、満たしているものと認めるときは、アドバイザーとして選考し、四日市市企業OB人材センターアドバイザー台帳(以下、「台帳」という。)に登録することとする。

3 (略)

第5条 (略)

(アドバイザー登録証の再交付)

第6条 アドバイザーは、アドバイザー登録証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証再交付申請書(第4号様式)に関係書類を添えて市長に申請し、アドバイザー登録証の再交付を受けなければならない。

(アドバイザーの登録期間)

第7条 アドバイザー登録期間は、登録の

日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないこととする。

(アドバイザーの登録取消)

第10条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 前条に規定するアドバイザーの遵守事項並びに別に定める事項に違反したとき。
- (3) 及び(4) (略)

(5) (略)

日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないこととする。

(アドバイザーの活動内容)

第8条 アドバイザーは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 企業からの相談事項の対応及び要請に基づく支援に関すること。
- (2) センターに集約されている情報の伝達及びセンターの支援業務等の周知活動に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施並びに企業の人材育成に関すること。
- (4) 子ども向け学習機会の企画及び実施に関すること。
- (5) その他産業活性化に関し必要な事項に関すること。

(アドバイザーの登録取消)

第10条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。
- (2) 次条アドバイザーの遵守事項ならびに別に定めた規則等に違反したとき。
- (3) 及び(4) (略)

(5) 登録有効期間を経過したとき。

(6) (略)

(アドバイザーの支援期間)

第11条 アドバイザーの支援期間は、一支援事業につき、原則として4日とし、1日の上限は、8時間とする。

2 市長は、アドバイザーの支援決定前に、事前打ち合わせを行うため、アドバイザーに調整させることができる。この場合において、事前打ち合わせとして調整した日数は、前項に規定する日数に参入しない。

3 支援事業数は、原則として同一企業者等につき同一年度2事業までとする。

4 支援を行う時間帯は、原則として午前8時から午後9時までとする。

(アドバイザーの支援依頼)

第12条 アドバイザーの支援を依頼する者(以下「依頼者」という。)は、原則として支援を希望する日の14日前までに四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援申請書(第5号様式又は第5号様式の2)を市長に提出しなければならない。

(アドバイザーの活動報告)

第14条 アドバイザーは、第2条各号に規定する活動後、速やかに四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動日報(第7号様式。以下「活動日報」と

(アドバイザーの派遣期間)

第11条 アドバイザーの派遣期間は、一支援事業につき、原則として4回(日)とし、1日の上限は、8時間とする。但し、派遣前に企業と事前打ち合わせを行うことがある。

2 派遣事業数は、原則として一企業につき年2事業までとする。

3 派遣を行う時間帯は、原則として午前8時から午後9時までとする。

(アドバイザーの派遣依頼)

第12条 アドバイザーの派遣を依頼する者(以下、「依頼者」とする。)は、原則として派遣を希望する日の14日前までに四日市市企業OB人材センターアドバイザー派遣申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(派遣されたアドバイザーの業務報告)

第14条 派遣されたアドバイザーは、事業を実施した後、速やかに四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動日報(第7号様式)を市長に提出しなけ

いう。)を市長に提出しなければならない。

(アドバイザー支援事業の変更および中止)

第15条 依頼者は、アドバイザーの支援の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は速やかに、市長に報告し指示を受けるものとする。

(報告)

第16条 第12条の申請に基づく支援活動を行ったアドバイザーは、活動終了後、速やかに、四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動報告(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(謝金の支払い)

第17条 市長は、アドバイザーから提出される活動日報を受領確認後、アドバイザーに対し、謝金を支払うものとする。

なければならない。

(アドバイザー派遣事業の変更および中止)

第15条 依頼者は、アドバイザーの支援の決定を受けた内容に、変更または中止の必要が生じた場合はすぐに報告し指示を受けるものとする。

(報告)

第16条 派遣活動を行ったアドバイザーは、活動終了後、活動した日の属する月の翌月15日までに、四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動報告(第8号様式以下「活動報告」)を市長に提出しなければならない。

(謝金の支払い)

第17条 市長は、アドバイザーから提出される活動報告を受領確認後、原則30日以内にアドバイザーに対し、謝金を支払うものとする。

2 謝金の金額、支払方法、その他必要な事項は、市長が別に定める。

第1号様式、第3号様式から第8号様式を次のように改め、第5号様式の2を次のように加える。

第1号様式

年 月 日

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録申出書

(宛先) 四日市市長

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録について、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第5条第1項の規定により以下のとおり申請します。

フリガナ				昭和
名 前	印	男・女	生年月日	年 月 日
フリガナ				
住 所	〒			
電 話		携 帯		
F A X		E-mail		

【職歴及び役職】

年	月	内 容

【支援（助言）の対応可能な分野】

[業種]	[職種]
[専門分野（できるだけ詳しくご記入ください）]	

【免許・資格・特技】

年	月	内 容
(特 技)		
(その他)		

【自己PR】 この用紙に書ききれない場合は、別紙（様式自由）にて提出してください。

--

※その他、アドバイザー申請に参考となる資料がありましたら、任意の様式で提出してください。

第3号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録事項変更届

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所

氏 名

連絡先 ( )

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録における登録内容に変更がありましたので、  
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第6条の規定により届けます。

変更内容	変更前	変更後
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
そ の 他		

添付書類：四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証  
変更内容を証明できる書類等

提出先：四日市市役所 商工課

第4号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証再交付申請書

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所

氏 名

連絡先 ( )

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証の再交付を受けたいので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第7条の規定により届けます。

登録者名	
再交付の理由	
備 考	

※添付資料：汚損又はき損の場合にあっては、当該汚損又はき損した四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証

第5号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援申請書

年 月 日

四日市市長

住所

名称

代表者

印

四日市市企業OB人材センターアドバイザーの支援を受けたいので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり申請いたします。

【依頼分野】 ○を付けてください。

1. 人事・労務管理	2. 経営企画・戦略立案
3. 情報化・IT活用	4. 技術・製品開発
5. 生産管理・物流管理	6. 海外展開
7. 販路開拓・マーケティング	8. 社員教育
9. 企業支援	
10. その他（具体的に： _____）	

【支援希望日】

年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望
年	月	日	午前 / 午後	時	希望

【依頼事項及び依頼内容を具体的にご記入ください】

〔依頼事項〕
〔依頼内容〕

【ご担当者様についてご記入ください】

氏名	( )	所属・役職	
電話	( )	E-mail	

第5号様式の2

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援申請書

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市企業OB人材センターアドバイザーの支援を受けたいので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり申請いたします。

【支援希望日】

年 月 日 時 分から 時 分
-----------------

【支援希望場所】

--

【依頼講座及び行事の内容を具体的にご記入ください】

〔依頼講座〕
〔行事の内容〕

【受講者の状況（年齢層、人数等）】

--

【ご担当者様についてご記入ください】

氏 名	( )	所属・役職	
電 話	( )	E-mail	

住 所

名 称

代表者

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援決定（却下）通知書

年 月 日付けで支援申請のあった 年度四日市市企業OB人材センターアドバイザーの支援について、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり（ 決定 ・ 却下 ）したので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

記

1. 支援事項

--

2. 担当アドバイザー・支援日程

[担当アドバイザー]						
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時

3 遵守事項

- (1) アドバイザーの指導・助言等及び第三者の紹介に関して、貴事業所、貴機関に損害が生じた場合、市はその責を一切負わないものとする。
- (2) アドバイザーの指導・助言等に関して、故意又は重大な過失があると認められている場合を除いて、アドバイザーはその責任を一切負わないものとする。
- (3) アドバイザーによる指導・助言等の期間及び日程等が、天災その他やむを得ない事情により変更される場合は、受付担当機関、アドバイザー、支援先の三者において協議の上、予定された内容の相談が実施されるよう日程等について再調整を行う。

第7号様式

年 月 日

四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動日報

四日市市長

住 所:

氏 名:

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援に係る業務を実施したので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第14条の規定により、報告します。

日 時	年 月 日 : ~ :
活動場所	
名 称	

【執務事項と概要】

来所相談対応件数	件	企業訪問相談件数	件	電話相談対応件数	件

【今後の取組(指導)予定】(継続:次回日程→ 月 日、終了)

--

四日市市企業OB人材センターアドバイザー活動報告

四日市市長

住 所:

氏 名:

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援に係る業務を実施したので、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第16条の規定により、報告します。

活 動 日 時	活 動 内 容	結 果
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)
年 月 日 時 分 ~ 時 分	(1) (2) (3) (4) (5)	(1) (2) (3) (4) (5)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)